

許可第 号

都市公園内行為許可申請書

神戸市立須磨離宮公園 指定管理者

神戸須磨離宮グループ代表者

公益財団法人 神戸市公園緑化協会 代表理事あて

令和 年 月 日

郵便番号 〒

住 所

申請人 フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日

連絡先(担当者名)

電話番号

1	行 為 す る 都 市 公 園 名	須 磨 離 宮 公 園		
2	行為の位置又は 公 園 施 設		3 行為面積	m ²
4	行 為 内 容			
5	行 為 目 的			
6	行為の期間又は 時 間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
7	都 市 公 園 の 復 旧 方 法	原 状 復 旧		
8	そ の 他	利用人数 人 ・ 車両数 台		
9	使 用 料			

上記のとおり都市公園内において をしたいので許可くださるよう申請します。

許 可 決 議

園長	副園長	係			令和 年 月 日 起	受付欄	令和 年 月 日
					令和 年 月 日 決		第 号

※申請書・許可証を事前に須磨離宮公園まで提出してください。

備考	当日の入園ゲートは…	整理簿記載	令和 年 月 日
	係印		

許可第 号

都市公園内行為許可証

郵便番号 千
住 所

申請人 フリガナ
氏 名
生年月日 年 月 日 様

1	行 為 する 都 市 公 園 名	須 磨 離 宮 公 園		
2	行為の位置又は 公 園 施 設		3 行為面積	m ²
4	行 為 内 容			
5	行 為 目 的			
6	行為の期間又は 時 間	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで		
7	都 市 公 園 の 復 旧 方 法	原 状 復 旧		
8	そ の 他	利用人数 人 ・ 車両数 台		
9	使 用 料			
10	条 件	下記のとおり		

上記のとおり都市公園内における を許可する。
令和 年 月 日

神戸市立須磨離宮公園 指定管理者 印
神戸須磨離宮グループ 代表者
記 公益財団法人神戸市公園緑化協会
代表理事

- ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。
- イ 行為の前に必ずこの許可証を公園職員に提示し、その指示に従わなければならない。
- ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益につながるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。
- キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。
- ク 許可を受けた者は、入念に後片づけをして、許可期間及び時間満了と同時に公園職員の検査を受け、返還しなければならない。